

平成 25 年度税制改正に関する意見

○ 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかるとともに、「地域社会の会費」という税の性格を踏まえ、政策的な税額控除は導入しないこと。特に、平成 26 年以降の住宅ローン控除の延長は行わないこと。

また、所得控除は種類・金額ともに所得税の範囲内であることを十分に踏まえること。

さらに、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、導入に当たっては慎重に検討すること。

○ 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、次により、税収が安定的に確保できるようにすること。

ア 償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることも踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。

○ 地球温暖化対策税制の創設

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等を果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア 町村が、森林吸収源対策など地域温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

イ 「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

ウ 「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

エ 森林・林業・山林対策の抜本的な強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

○ 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税及び自動車重量税については、両税が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

消費税率の引き上げに伴って両税を見直す際は、代替財源の確保を前提とすること。

なお、代替財源の確保に当たっては、普通交付税によらない措置を講ずること。

また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、軽自動車税の税率を引き上げること。

○ ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成25年1月10日

県内選出国會議員 様

自由民主党神奈川県支部連合会会長 様

公明党神奈川県本部代表 様

民主党神奈川県総支部連合会代表 様

神奈川県町村会会長

箱根町長 山口昇士

神奈川県町村会	会	長	箱根町長	山口昇士
	副	会	愛川町長	山田登美夫
	副	会	中井町長	尾上信一
	政務担当	役員	二宮町長	坂本孝也
	監	事	清川村長	大矢明夫
	監	事	湯河原町長	大田幸宏
			葉山町長	山梨村崇仁
			寒川町長	木村俊雄
			大磯町長	中崎久雄
			大井町長	中間恒行
			松田町長	島村俊介
			山北町長	湯川裕司
			開成町長	府川裕一
			真鶴町長	宇賀一